

小 児

- 対 象 者…0～9歳の児童
- 対 象 期 間…出生の日～小学3年生終了の3月31日まで
- 更 新 時 期…毎年・誕生月の翌月の1日（1日生まれはその日）が更新日になります。
- 所得の限度…父母または扶養義務者の所得を判定します。なお、1,000万円以上の所得者が世帯内にいる場合は対象外となります。

妊 産 婦

- 対 象 者…母子手帳を交付されたかた
- 対 象 期 間…母子手帳の交付を受けた月の初月から出産(流産)日の翌月末日まで。
- 所得の限度…本人・配偶者または扶養義務者の所得を判定します。なお、1,000万円以上の所得者が世帯内にいる場合は対象外となります。

ひとり親(父子・母子)家庭

- 対 象 者…●離婚または死別により、一人で子を養育している母または父及びその児童
●父母のいない児童
●父母のいない児童を養育している配偶者のいないかた
- 対 象 期 間…18歳に到達した最初の3月31日まで、障害児及び高校在学者は20歳に達した最初の3月31日まで。期限内であっても途中で婚姻(事実婚を含む)・転出した場合は受給資格がなくなります。
- 更 新 時 期…毎年7月1日
- 所得の限度…親子または扶養義務者の所得を判定します。なお、1,000万円以上の所得者が世帯内にいる場合は対象外となります。

重度心身障害者

- 対 象 者…●身体障害者手帳1級または2級
●療育手帳㊦またはA
●身体障害者手帳3級かつ療育手帳B
●身体障害者手帳3級の内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルス)
●障害年金1級受給者のかた
- 更 新 時 期…毎年7月1日

※手帳や証書の更新により等級変更が生じた場合は、随時ご連絡ください。

- 所得の限度…本人・配偶者または扶養義務者の所得を判定します。

ご存知ですか？ マル福医療福祉制度

マル福医療福祉制度は小児・妊産婦・ひとり親(父子・母子)家庭・重度心身障害者のかたが、医科・歯科・調剤薬局・柔整(接骨院)・訪問看護などで医療保険を使い診療等を受けた際の医療費の一部を助成する県の制度です。ただし、所得の制限がありますので、所得が限度額以上の場合には支給対象とはなりません。

資格の確認は個人により異なる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

■お問合せ 保険年金課 岩井庁舎
内線 1733・1736